

平成25年(ワ)第515号 損害賠償請求事件(国賠)

直送済

原告 遠藤行雄 外19名

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(1)

平成25年10月4日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 奥 原 靖 裕



本件各原告の請求に対する個別認否を行うにあたり、被告東電が裁判外において広く公表して実施している賠償手続(以下「直接賠償手続」という。)の概要について総論的に述べる。

1 はじめに

被告東電は、原子力損害賠償紛争審査会の策定した中間指針等(乙ニ共1~乙ニ共3)に基づき、これまで順次賠償基準を策定、公表し、本件事故による原子力損害の賠償手続を進めてきている。

被告東電の策定した直接賠償手続の内容は、避難費用や一時立入費用について個別の立証を要せずに標準交通費での賠償を認め(中間指針では原則実費賠償とされている。乙ニ共1・11頁, 15頁)、避難慰謝料の額についても本件事故からの

経過期間にかかわらず10万円ないし12万円とする（中間指針では平成23年9月以降は5万円とされている）など、中間指針よりもさらに踏み込んだ内容となっている（答弁書26頁参照）。

また、以下に詳述するとおり、被告東電は、賠償手続を進める中で、簡易請求方式や包括請求方式を取り入れるなど、多数の被害者に対して簡易な請求手続や迅速な賠償金の受領が可能となるよう、様々な工夫をしており、平成25年9月13日時点における個人の方（自主的避難等を含む。以下同じ。）からの請求書受付件数は約177万7000件、うち賠償金を支払済みの件数は169万5000件（支払総額約1兆3803億円）となっている。

2 避難等対象者と自主的避難等対象者

(1) 政府は、2011（平成23）年3月11日に原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置し、一定範囲の住民に対して避難指示や屋内退避指示をした。

その後、政府は、同年4月22日に屋内退避指示を解除した上で、①福島第一原発から20km圏内を警戒区域に、②葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部を計画的避難区域に、③広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部を緊急時避難準備区域¹にそれぞれ設定した。

(2) 同年8月5日に公表された中間指針（乙二共1）は、かような避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に加えて、特定避難勧奨地点²といった政府指示等により避難を余儀なくされた方（以下「避難等対象者」という。）を対象として賠償基準を定めている。

他方で、同年12月6日に公表された中間指針追補（乙二共2）は、上記のような政府指示により避難を余儀なくされた方とは別に、福島市等の県北地域や、

¹ 2011（平成23）年9月30日をもって解除されている。

² 事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点。

郡山市などの県中地域, 相双地域, いわき地域において自主的に避難された方や, 同地域に滞在している方 (以下「自主的避難等対象者」という。) を対象として, 賠償基準を定めている。

- (3) 被告東電も, かかる中間指針等の分類に従い, 避難等対象者に係る賠償と自主的避難等対象者に係る賠償とを区別して賠償基準を定めている。

3 避難等対象者に係る賠償内容

(1) 賠償項目

直接賠償手続における避難等対象者に係る賠償項目は多岐に亘るが, 概ね, 中間指針等に定めるところに従い, 避難等に伴う精神的損害, 避難・帰宅費用, 一時立入費用, 生命・身体的損害, 就労不能損害, 検査費用, 財物価値の喪失又は減少等による損害に区分して賠償を行っている。

(2) 賠償対象期間について

被告東電は, 直接賠償手続において, 以下のとおり請求対象期間を区切って請求書を受け付けている (第2期以降, 3か月毎に区切って受付)。

- ・第1期… 2011 (平成23) 年3月11日～同年8月31日
- ・第2期… 2011 (平成23) 年9月1日～同年11月30日
- ・第3期… 2011 (平成23) 年12月1日～2012 (平成24) 年2月29日
- ・第4期… 2012 (平成24) 年3月1日～同年5月31日
- ・第5期… 2012 (平成24) 年6月1日～同年8月31日

(3) 第3期以降の簡易請求方式について

被告東電は, 第3期 (請求対象期間: 2011 (平成23) 年12月1日～2012 (平成24) 年2月29日) 以降の直接賠償手続について, 請求書の記入行為の負担軽減と, 支払手続の迅速化を目的として, 請求金額の詳細など明細の

提出や証明書類の添付を原則不要とし、従前の支払実績から賠償金額を設定する簡易請求方式での請求を受け付けている（乙二共6）。

（4）第5期以降の包括請求方式について

原子力損害賠償紛争審査会は、2012（平成24）年3月16日付けで中間指針第二次追補（乙二共3）を公表し、警戒区域及び計画的避難区域について、新たに①避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）、②居住制限区域（年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）、③帰還困難区域（本件事故から5年を経過しても、なお年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域）が設定されることをふまえ、避難費用及び精神的損害について、将来分を含めた一定期間分をまとめて請求できることとした。

かかる中間指針第二次追補を踏まえ、被告東電は、第5期（請求対象期間：2012（平成24）年6月1日以降）以降の直接賠償手続について、被害を受けた方々の生活再建や生活基盤の確立に向けて、まとまった賠償金を早期に受領できるよう、上記避難区域等の見直しに応じて、将来分を含めた一定期間に発生する「避難生活等による精神的損害」「就労不能損害」「その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用、家賃にかかる費用）」に対する賠償金を包括して賠償する方式を選択できるようにしている（乙二共7。なお、包括請求方式を希望しない方については、従来方式の請求方法も用意している。）。

<避難指示解除見込み時期決定前>

損害項目	賠償額の考え方
避難生活等による精神的損害（避難に伴う生活費の増加分を含む）	1人あたり120万円（対象期間：平成24年6月1日～平成25年5月31日）を支払う。
就労不能損害	本件事故発生当時の収入をもとに、平成24年6月1日から平成26年2月28日までを対象期間として、当該期間中の減収分と通勤交通費増加額を支払う。
その他実費等（帰宅・転居費用，一時立入費用，家族間移動費用，検査費用等）	1人あたり25.2万円（対象期間：平成24年6月1日～平成25年5月31日）を支払う。
その他実費等（家賃にかかる費用）	避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額（対象期間：平成24年6月1日～平成25年5月31日）を支払う。

<避難指示解除見込み時期決定後>

損害項目	賠償額の考え方
避難生活等による精神的損害（避難に伴う生活費の増加分を含む）	区域ごとに、1人あたり以下の金額を支払う。
	帰還困難区域：600万円（対象期間：平成24年6月1日～平成29年5月31日）
	居住制限区域：240万円（対象期間：平成24年6月1日～平成26年5月31日）
	避難指示解除準備区域：120万円（対象期間：平成24年6月1日～平成25年5月31日）
就労不能損害	いずれの区域においても、本件事故発生当時の収入をに、平成24年6月1日から平成26年2月28日までを対象期

	間として、当該期間中の減収分と通勤交通費増加額を支払う。
その他実費等（帰宅・転居費用，一時立入費用，家族間移動費用，検査費用等）	区域ごとに，1人あたり以下の金額を支払う。
	帰還困難区域：79.2万円（対象期間：平成24年6月1日～平成29年5月31日）
	居住制限区域：43.7万円（対象期間：平成24年6月1日～平成26年5月31日）
	避難指示解除準備区域：25.2万円（対象期間：平成24年6月1日～平成25年5月31日）
その他実費等（家賃にかかる費用）	区域ごとに，以下の期間，避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額を支払う。
	帰還困難区域：平成24年6月1日～平成26年3月31日
	居住制限区域：平成24年6月1日～平成26年3月31日
	避難指示解除準備区域：平成24年6月1日～平成25年5月31日

(5) 就労不能損害に係る特別の努力分の遡及賠償について

被告東電は，第4期（請求対象期間：2012（平成24）年3月1日～同年5月31日）以降における就労不能損害の賠償について，2011（平成23）年3月11日以降に新たに就労した先の勤め先から得ている収入のうち，一定範囲について，特別の努力により得られた収入として賠償金から控除せずに支払いを行う取り扱いをしている（乙ニ共8）。

そして，被告東電は，その後，かかる特別の努力の考え方をさらに第1期～第3期（請求対象期間：2011（平成23）年3月11日～2012（平成24）年2月29日）における就労不能損害の賠償についても適用することとし，当該項目に該当する賠償金を遡及して支払っている（乙ニ共9）。

(6) 財物賠償について

財物賠償については、経済産業省が2012（平成24）年7月20日付けで「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表し、財物賠償の具体的な基準について方針を示している（乙二共10）。

これは、財物賠償が避難指示区域の見直し及び被害者の生活再建に密接に係ることから、政府としても、被害を受けた自治体や住民の方の実情を伺い、それを踏まえて賠償基準に反映させるべく考え方を取りまとめたものである。

その基本的な考え方は以下のとおりであり、被告東電の直接賠償基準も、かかる経済産業省の策定した財物賠償の考え方を具体化したものとなっている（乙二共11）。

ア 宅地、建物について

(ア) 基本的な考え方

①帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

※居住制限区域・避難指示解除準備区域における避難指示の解除時期に応じた割合分は、事故時点から6年経過以降：全損，5年：6分の5，4年：6分の4，3年：半額（6分の3），2年：6分の2。

②解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

※解除の見込み時期は、市町村の決定があればそれを踏まえて決定することとしているが、事前に特別な決定がない場合は、居住制限区域であれば事故時点から3年，避難指示解除準備区域であれば事故時点から2年を標準とする。

(イ) 事故発生日時点の価値の算定

a 宅地

宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数をかけて事故発生日時点の時価相当額を算定する。

b 建物

建物については、固定資産税評価額をもとに算定する方法、または住宅着工統計に基づく平均新築単価をもとに算定する方法により算定し、いずれか高い方の金額での賠償を基本とする。

(a) 固定資産税評価額に補正係数をかけて事故発生日時点の価値を算定する方法

i 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。

①まず、事故時点の固定資産税評価額をもとに、経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定し、積雪や寒冷の影響による損耗の補正を行う。

②次に、①で算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため補正係数を乗じる。

③さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年に応じた補正係数をかける。

ii その上で、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生日時点の価値を算定する（但し、残存価値には20%の下限を設ける。）。

iii 構築物については、上記i及びiiで算定した時価相当額の10%、庭木については、経年に伴って価値が減少するとは考え難いため、上記iで算定した想定新築価格の同5%として価値を推定する。

iv 以上の計算のうち、i及びiiについては、固定資産税評価額に被告東電の設定した「建築物係数」（乙二共11の2・1頁）を乗じることで、iiiについては同じく「構築物・庭木係数」（乙二共11の2・

2頁) を乗じることで考慮されることになる。

(b) 建築着工統計による平均新築単価から事故発生日時点の価値を算定する方法

建物の居住部分については、住宅着工統計(2011年)における福島県の木造住宅の平均新築単価をもとに、上記と同じ減価償却、残存価値の下限、構築物・庭木の評価を適用して、事故発生日時点の価値を算定することも可能である。

被告東電の策定した「平均新築単価を基礎とした単価」(乙二共11の2・3頁)を使用することで、かかる算定が可能になる。

イ 財物賠償の先行一部払いとしての建物の修復費用等に係る賠償について

経済産業省は、上記基準において、同基準に基づく建物の賠償の一部前払いとして、建物の修復費用等に係る賠償金という形で、建物の床面積に比例した額(1万4000円/m²)の支払いを行うこととしている(乙二共10の3・3頁)。

これを受けて、被告東電も、建物の価値喪失ないし減少に対する財物賠償の一部先行支払いとして、上記金額の前払いを実施している。

ウ 家財賠償について

家財については、上記基準(乙二共10)において家族構成に応じて算定した定額の賠償を行うこととされており、このうち特に帰還困難区域は、避難指示期間中の立ち入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなるとされている。具体的な賠償額は以下のとおりとされており、被告東電も、かかる基準に基づいて家財賠償を行っている(乙二共12)。

居住されていた 場所	世帯構成	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
		学生	世帯 基礎額	加算額		
				大人1人 あたり	子供1人 あたり	
帰還困難区域		325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域		245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域						

4 自主的避難等対象者に係る賠償内容

(1) 中間指針追補(乙二共2)は、自主的避難等により生じた①生活費の増加費用、②正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、③避難及び帰宅に要した移動費用に係る賠償額として、以下の金額を支払うこととしている。

ア 子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までを対象期間として一人40万円

イ その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円

被告東電は、かかる中間指針追補に基づく賠償を行っているが、18歳以下であった方、又は妊娠されていた方で、自主的避難された場合は、避難生活に伴う支出が大きいと考えられるため、一人あたり20万円を上記40万円に追加して支払っている(乙二共13)。

(2) また、中間指針第二次追補（乙ニ共3）は、平成24年1月以降についても、子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償を行うこととしている。

被告東電は、かかる中間指針追補を受けて、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に、18歳以下であった期間がある方や妊娠されていた期間がある方に、一人8万円の賠償を行っている（乙ニ共14）。また、それ以外の自主的避難等対象者を含めて、一人4万円の追加賠償を行っている（18歳以下の方や妊娠されていた方は合計12万円が賠償されることになる。）。

(3) なお、避難等対象者であっても、期間中（(1)平成23年4月23日～同年12月31日、(2)平成24年1月1日～同年8月31日）に避難等対象区域または自主的避難等対象区域内に避難または滞在されていた18歳以下の方、および妊娠されていた方については、以上の(1)及び(2)と同様の賠償を行っている。

以上